## 環境省令第二十四号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)第二条第一項第一号イ

の規定に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲

等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月二十三日

環境大臣 浅尾慶一郎

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定め

る省令の一部を改正する省令

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令

(平成三十年環境省令第十二号) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

規定の傍線を付した部分のように改め、 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重

傍線を付した規定 (以下「対象規定」という。)は、 当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよ

うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

新たに追加する。

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

					(削る) (削る)	又は全	一金属	別表第三	改
					★ (略)	又は金属を含む物であって次に掲げる物表第四の一の項第六号を除き、以下同じ。	(金属化合物を含む。第十二号イ又は別		正
					(削)	に掲げる物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	十二号イ又は別		後
					(削る) 				
							_	別表第三	
					+  -	T #	$\triangle$		改
スずであって、 であって、 であって、 ことを含み、」 ことを含み、」	(2) 別表第六として含まな として含まな			ロープリント配合イー 金属のみからげる物		又は金属を含む物で表第四の一の項第	金属(金属化合物		
とにより再使用することを除く。 ている であって、直接再使用することを含み、大規模な再組立てを であって、直接再使用することがであって、直接再使用するこの であって、直接の他の電気部品又は電子 の プリント配線板、電子機器の構	当しない物(2) 別表第六に掲げる物のいずれとして含まない物(C) を持っている (2) を持っている。) を持っている。)	れに類するガラス又はコンデンで、水銀スイッチ、ブラウン管その他		リ 禹	凤		亚属(金属化合物 <b>を含</b> む。第十二号イ		正
とにより再使用することを除く。)が予理又は改良を行うことにより再使用すること(修くずであって、直接再使用すること(修って、直線をの他の電気部品又は電子部品の、電線をの他の電気部品又は電子部品の、電線をの他の電気部品又は電子部品の、プリント配線板、電子機器の構成部品		れに類するガラス又はコンデンサ(P、水銀スイッチ、ブラウン管その他こ第十七号に掲げる蓄電池その他の電池	I <del>-t</del>	リ 禹	<b>凤</b>	<b>又は金属を含む物</b> であって次に掲げる物 衣第四の一の項第六号を除き、以下同じ。)	亚属(金属化合物を含む。第十二号イ又は別		正前

																_						
		四													Ξ	_						
Z-LT - X	(削る)・二(略)って次に掲げる物	無機物又は有機物を含むおそれのある物であ	六~十八 (略)	(1) • (2) (略)	る。)であって <b>次に掲げる物</b>	ぼろ又はくず(紡織用繊維のものに限	<b>ワ ねん</b> 糸、ひも、 <b>綱若しくは</b> ケーブル <b>の</b>	イ〜ヲ (略)	のを除く。)	物以外の物が付着し、又は混入しているも	用するために調整されたもの(次に掲げる	五 次に掲げる繊維のくずであって、再生利	一~四 (略)	おそれのある物であって次に掲げる物	有機物を主成分とし、金属又は無機物を含む	(略)	十八~二十六(略)	ずれにも該当しないものに限る。)	貴金属を含む灰(別表第六に掲げる物のい	十七 プリント配線基板の焼却に伴い生ずる	十二~十六 (略)	
į į	(略)		(略)									(略)	(略)			(略)	(略)			略)	(略)	
		四													Ξ	_						
	 三∥ーって 使 二 次	無機	六(				_					Ŧ	_	お	有	m/z	+			+	#	
物を含まないものに限る。)四の一の項第十六号又は第十七号に掲げる	■ 使用済みのレンズ付きフィルム(引表第一・二 (略) 一・二 (略)	無機物又は有機物を含むおそれのある物であ	六~十八 (略)	(1) • (2) (略)	る。)であって次に掲げる物	ぼろ又はくず(紡織用繊維のものに限	ワ ねん糸、ひも、網若しくはケーブルの	イ〜ヲ(略)	のを除く。)	物以外の物が付着し、又は混入しているも	用するために調整されたもの(次に掲げる	五 次に掲げる繊維のくずであって、再生利	~四 (略)	おそれのある物であって次に掲げる物	有機物を主成分とし、金属又は無機物を含む	(略)	十九~二十七(略)	れにも該当しないものに限る。)	金属を含む灰(別表第六に掲げる物のいず	十八 プリント配線板の焼却に伴い生ずる貴	三~十七 (略)	定されたもの

	[	四 =	=						=												_	別表第四	1	備考
一~四 (略)	つて次に掲げる物	無機物又は有機物を含むおそれのある物であ  (単)		四~六 (略)	( ) の項第十三号又は第十四号に掲げる物を	三 触媒(一の項第十四号並びに別表第三の	- ·   (略)	含むおそれのある物であって次に掲げる物	無機物を主成分とし、かつ金属又は有機物を	十九 (略)	<b>イ</b> 〜ア (略)	を除く。)	る物(別表第三の一の項第五号に掲げる物	の部品又はこれらのくずであって次に掲げ	十八電気及び電子機器、電気及び電子機器	   十六・十七 (略)	ずれかに該当するものに限る。)	<b>貴金属を含む</b> 灰(別表第六 <b>に掲げる物のい</b>	十五 プリント配線基板の焼却に伴い生ずる	一~十四 (略)	金属又は金属を含む物であって次に掲げる物	弘	• 2 (略)	
(略)		(崖)	(略)	(略)		(略)	(略)			(略)				스	A _	(略)			(略)	(略)				
	-																							***
	Ŀ	四   3							_												_	別表第四	1.	備考
		·	(略)	四〜六 (略)   <b>防</b> く )	一の項第十四号又は第十五号に掲げる物を	三 触媒(一の項第十四号並びに別表第三の		含むおそれのある物であって次に掲げる物	二  無機物を主成分とし、かつ金属又は有機物を	十九 (略)	<b>イ</b> 〜ア (略)			次に掲げる物(別表第三の一の項第五号に	十八  電気部品又は電子部品のくずであって	   十六・十七 (略)	れかに該当するものに限る。)	金属を含む灰(別表第六に掲げる物のいず	十五   プリント配線板の焼却に伴い生ずる貴	一~十四 (略)	一 金属又は金属を含む物であって次に掲げる物	別表第四	1 • 2 (略)	備考

(略)   五次に   大二〜十二〜十二〜十二〜十二〜十二〜十二〜十二〜十二〜十二〜十二〜十二〜十二〜十二										
(略)	2		類 ローボリ塩化ジベンソーバラージオキシン	イポリ塩化ジベンゾフラン類	_	-		の一の項第十五号に掲げる物を除く。)	-	五 次に掲げる物
· 2 +		(略)			(略)	(略)				(略)
田 次に掲げる物 大〜十 (略) 一 ポリ塩化ジベンゾフラン類 一 ポリ塩化ジベンゾフラン類 一 ポリ塩化ジベンゾフラン類 一 ポリ塩化ジベンゾジオキシン類 一 ポリ塩化ジベングジオキシン類 一 1 (略) 一 1 (略) 一 1 (略) 一 1 (略) 一 2 (略)	備 1 考 • 2									
		六	ローボリ塩化ジベンソジオキシン類	イポリ塩化ジベンゾフラン類	十一 次のいずれかを含む物		_	_		五 次に掲げる物

附

則